

神戸市市街地再開発事業補助要綱に係る申請等に対する処分に要する標準処理期間

平成19年3月16日 都市計画総局長決定

令和3年2月1日 都市局長決定

行政手続法(平成5年法律第88号)第6条に基づき、神戸市市街地再開発事業補助要綱(昭和53年1月19日市長決定)に係る申請等の事務処理の効率化を図るとともに、手続きの透明性と公平性を確保するため、標準処理期間を下記のとおり定める。

記

- 1 標準処理期間は別表のとおりとする。
- 2 市は前項の期間内に処分できない場合、申請者に対しその理由と共にその旨を通知する。

附 則

平成19年4月1日から適用する。

附 則

令和3年2月1日から適用する。

別 表

処分の名称等	根拠条文	標準処理期間 (注)
交付の決定	第5条第1項	30日
経費の配分変更の承認	第6条第1項、第10条第1項	30日
補助事業の内容の変更の承認	第7条第1号、第10条第1項	30日
変更交付決定	第7条第2号、第10条第2項	30日
完了期日変更の承認	第8条、第10条第3項	30日
補助事業の中止又は廃止の承認	第9条、第10条第1項	30日
補助金の額の確定	第15条、第16条第2項第1号	30日
仕入れに係る消費税等相当額の返還命令	第16条第2項第2号	30日

(注) 国・県等の処分等を要するものにおいては、当該期間を除く。